

会 議 録

名 称	平成30年度 第1回目黒区男女平等・共同参画審議会
日 時	平成30年6月10日（日） 午後3時15分～午後5時00分
会 場	目黒区総合庁舎本館1階 E会議室
出席者	（委員）神尾、小出、岩田、山田、小林、大本、福谷、佐藤、 石塚、久保、戸口、福田、宮田、森下 （男女平等・共同参画オンブーズ）市川、浅倉 （区側）区長、総務部長、人権政策課長、事務局
傍聴者	なし
配布資料	1 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿（資料1） 2 目黒区男女平等・共同参画審議会運営要綱（資料2） 3 平成30年度 目黒区男女平等・共同参画審議会 予定表（案）（資料3） 4 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（苦情処理機関）年次報告（平成29年度）（資料4） 5 目黒区男女平等・共同参画センター事業記録（平成29年度版）（資料5）
会議次第	1 開会 2 委嘱式等 （1）委嘱状交付 （2）区長あいさつ （3）区側出席者紹介 （4）委員自己紹介 （5）会長選出、会長あいさつ （6）副会長選出、副会長あいさつ （7）その他 3 諮問 諮問「『目黒区男女平等・共同参画推進計画』の進捗状況の評価について」 4 審議会運営について （1）審議会の所掌事項等について （2）今年度の予定について （3）小委員会の設置、小委員会委員の指名について 5 情報連絡会 ～審議会・オンブーズ・人権政策課の情報交換 （1）オンブーズ自己紹介（オンブーズから） （2）平成29年度 男女平等・共同参画の推進に関する年次報告（審議会から） （3）平成29年度 男女平等・共同参画オンブーズ年次報告（オンブーズから） （4）男女平等・共同参画関連事業の29年度実施状況及び30年度予定（人権政策課から） （5）意見交換 6 閉会

<p>会議の結果 及び主要な 発言</p>	<p>1 開会 会長が選出されるまで、事務局が司会・進行</p> <p>2 委嘱式等</p> <p>(1) 委嘱状交付 ・ 区長より、各委員に委嘱状を交付</p> <p>(2) 区長あいさつ</p> <p>(3) 区側出席者紹介</p> <p>(4) 委員自己紹介</p> <p>(5) 会長選出、会長あいさつ ・ 委員より神尾委員が推薦され、賛成多数により会長に選出される ・ 会長よりあいさつ</p> <p>(6) 副会長選出、副会長あいさつ ・ 委員より小出委員が推薦され、賛成多数により副会長に選出される ・ 副会長よりあいさつ</p> <p>(7) その他 ・ 定足数の確認（14人出席） ・ 傍聴の申出者はなし</p> <p>3 諮問 諮問「『目黒区男女平等・共同参画推進計画』の進捗状況の評価について」 ・ 区長から諮問を受ける ・ 諮問（写）を各委員に配布</p> <p>4 審議会運営について</p> <p>(1) 審議会の所掌事項等について ・ 事務局から、目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例及び「目黒区男女平等・共同参画審議会運営要綱」（資料2）により、審議会の所掌事項及びオンブズ制度について説明 ・ 会長から、区長から諮問を受け目黒区男女平等・共同参画推進計画（以下、「計画」という。）の進捗状況の評価を行っていること、効率的な審議を行うために小委員会を設置し答申（案）を作成していることなどを説明</p> <p>(2) 今年度の予定について ・ 事務局から、「平成30年度 目黒区男女平等・共同参画審議会 予定表（案）」（資料3）により、予定について説明</p> <p>(3) 小委員会の設置、小委員会委員の指名について ・ 会長から小委員会委員を指名、了承される（神尾委員、小出委員、大本委員、久保委員） ・ 小委員会の名称（事業評価小委員会）、付託事項（平成29年度計画の進捗状況の評価）及び付託期間（平成30年9月末日まで）を決定 ・ 小委員会は一般公開をしていないが委員は傍聴ができることを説明。 ・ 小委員会の位置づけを説明。…小委員会は報告書（評価等）のたたき台を作成する委員会であり、小委員会だけで評価をするのではない。小委</p>
-------------------------------	--

員会でまとめた評価等を審議会において協議し、事業を評価する。

5 情報連絡会 ～審議会・オンブーズ・人権政策課の情報交換

(1) オンブーズ自己紹介（オンブーズから）

(2) 平成28年度 男女平等・共同参画の推進に関する年次報告（審議会から）

○平成29年度第1～3回審議会では、主に計画の進捗状況の評価について審議した。

・平成28年度は、新しい計画の第1回目の評価のため前年度との比較は直にはできないが、ひとつの特色は、大項目1は常に低い評価だったが平成28年度は3であり「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」ということで評価を上げた。大項目2～3は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」と評価した。大項目4は概ね十分であると評価した。

・大項目1がなぜ★が3つになったのかというと、働く場における男女平等・共同参画の促進の項目で事業が着実に行われていることや区における管理職の選考や合格者の女性割合が多くなっており、区の努力の成果が認められた。新たな取り組みも行われている。目標値には届かないが基準値は超えていることを評価した。この項目で★が増えたことにより全体的な評価が3になった。

・大項目2は、色々事業をおこなったが成果が上がっていない。男性の参加が低調等が課題。

・大項目3は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」と評価した。女性に対する暴力や、セクシュアルハラスメントの防止等が含まれ、その点について努力をしているが、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの普及がまだ十分ではない。なお、LGBT・性的マイノリティもここに含まれる。

・大項目4では「概ね十分である」という高い評価だが、区の男女平等参画施策をどれも知らないという区民の割合が減っておらず、努力はしているが評価がこれ以上にならない原因となっている。などを説明した。

(3) 平成29年度 男女平等・共同参画オンブーズ年次報告（オンブーズから）

○相談（2件）・申出件数（3件）

申出の2件は相談の2件が申出に至ったものであった。

○申出の3件はいずれも区の施策に関わるものであった。

・(1)については、目黒区の付属機関等の女性委員割合について50%という目標達成に向けての努力を求める申し出であった。調査をした結果、ガイドラインに沿って実施しているが目標値には隔たりがあったため一層の努力をするよう意見表明を行った。

・(2)については、区の認可保育園の入所待機児童の早期解消に向けて一層の努力を求める申し出であった。調査した結果、待機児童の定義の見直しにより解消の目標時期が1年延びたが区は新たな取組方針を策定し、保育施設定員の拡大を図る努力がされていることが認められた。しかし、待機児童を解消することが女性の社会進出に密接な関連があるこ

	<p>とから一層の努力を要望する意見表明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(3) 他の区において、ふるさと納税を活用した子どもの貧困対策が存在することから、目黒区においても同様のこどもの貧困対策につながる具体的施策を求める申し出であった。目黒区にもふるさと納税制度を活用した子育て応援制度が存在すること、「目黒区子ども総合計画」を推進していること、「子ども食堂」の後援など必要な措置を講じているという判断をしたので処理を中止した。 <p>○申し出が3件というのは十分だとは言いがたいが男女平等・共同参画社会に有益なものと考えられる。ますます期待したい。</p> <p>○昨年までは申し出件数がなかったので、少しでもオンブーズが知られるように事務局と努力してきた。今年も申し出は少なかつたものの区民の男女平等共同参画への熱意が感じられた。それぞれの所管と意見交換ができたことはよかった。</p> <p>(4) 男女平等・共同参画関連事業の29年度実施状況及び30年度予定(人権政策課から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年度組織改正があったため、男女平等・共同参画の政策や実際の講座の開催等、審議会の開催などは男女平等・共同参画センター(以下、「センター」という。)で行っていく。 <p>○29年度実施状況等(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター事業として、以下の事業などを行った。 (各種講座の実施) 連続講座2回、単発講座17回で、延べ724人の参加者を得た。 ・ワークライフバランス推進企業等支援事業制度を実施した。 ・「男女平等フォーラム2017」を実施した。男女平等・共同参画センター運営委員会と一緒に企画、「フィンランド流子育て、働き方、暮らし方」の講演会とミニシンポジウムを行った。運営委員会は広報誌「であいきらり」の記事作成も担当。 <p>○30年度予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターでは昨年に引き続き、連続講座、単発講座の開催を予定。男女平等共同参画に資するものや企業と協働した講座の開催を検討している。 ・11月に「男女平等フォーラム」を開催予定。区とセンター運営委員で企画を進めている。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業制度として中小企業等に社会保険労務士を派遣し、ワーク・ライフ・バランスを推進するための相談や提案を行う事業を実施する。 <p>(5) 意見交換</p> <p>【組織改正の内容について】</p> <p>(委員) 組織図を確認したい。</p> <p>(区側) 29年度の業務の審議のため、29年度の組織で表示。</p> <p>※30年度の組織について</p>
--	--

29年度まで→人権・同和政策担当係長（男女平等政策担当係長兼務）、
男女平等センター担当係長

30年度から→人権・同和政策担当係長
男女平等政策推進担当係長

※男女平等政策担当係長、男女平等センター担当係長を
統合し、男女平等政策推進担当係長とした

人権政策課

- ・人権・同和政策担当係長…常勤 1、非常勤 1、再任用(短時間)1
- ・男女平等政策推進担当係長…常勤 3、再任用(短時間)1

※変更点 29年度常勤 6人

↓

30年度常勤 4人 再任用(短時間)2名(常勤 1人とみなす)

- 男女平等・共同参画審議会の担当主管は男女平等政策推進担当係長の組織。

【目黒区男女平等・共同参画センター運営委員会】

(委員) 運営委員会委員の男女比を教えてください。

(区側) (29年度) 行政職員含む 9人で男性 3人、女性 6人。

【付属機関の男女構成比について】

(委員) 「産業ビジョン改定懇話会」の委員数 17人中女性 1人しかいないとのことだが、いつできた委員会ですらういったことを話しあうのか。

(区側) この委員会は 29年度中に設置された。具体的な説明は資料がないので回答はご容赦いただきたい。男女比については、50%等の依頼をしているところであるが、産業ビジョンを改定するうえで今まで実際に関わってきた団体や企業に委員の推薦を依頼しているなかで、長らく関わってきた方が推薦されているので、結果として男性が多くなった。推薦されたかたを女性に変更してくださいと依頼するのは難しい。

【オンブーズの制度について】

(委員) オンブーズは、今まで個別の苦情を扱うと認識をしていたが、苦情があった 3件は全て区の施策のことだが、目黒区のオンブーズの制度としてこういう案件を処理するということを想定されているのか。

(オンブーズ) 区の施策に対する申し出と個人間の人権等に対する申し出の 2 週類に分けられる。今回はたまたますべての申し出が区の施策に対するものであった。昨年度は区民同士のセクシュアルハラスメントの相談があり、相談を受けている過程で相談者ご自身が解決されたため申し出にまで至らなかった。

(委員) オンブーズの位置づけをどう考えたらよいか。

(オンブーズ) 条例に基づいて区が取り組んでいるさまざまな施策について区民が苦情を申し立てる場合、あるいは条例に基づいて保障されている人権をめぐる区民間に紛争があったときに苦情を申し立てる場合、オンブーズはそれを受けて区に資料提出を求め、是正勧告や意見表明を行い、あ

るいは個人に対して助言し、意見表明を行うという機関。

(会長) オンブーズ所掌事務については、「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」第 23 条のとおり。詳しくは 8 ページ (オンブーズ年次報告書) の図が分かりやすい。オンブーズは職権で調査ができる。男女平等参画に関してお目付け役という位置づけと考える。

(委員) 提言や苦情がどれくらい影響があるのか、相談者が知る権利とってよいか。

(会長) はい。

【付属機関の委員構成比におけるオンブーズの意見について】

(委員) 申出処理状況 (1) の案件は、オンブーズの立場として全体としての女性委員の割合と個々の委員会の女性委員の割合を見て意見をいうのか？

(オンブーズ) 政策企画課と人権政策課から、男女平等の考え方をそれぞれの所管へ通知し、なぜ比率が 50%にならなかったのか理由を報告させるなど、付属機関の委員の割合について働きかけをしている。オンブーズとしては、所管ごとの独自性を尊重しながら、女性委員割合の目標値達成への配慮を求める働きかけがなされていることや、委員の改選報告を求めるなどの努力がなされていることを認めた。

これらに関して、目黒区は他区市町村と比べ、先進的な取組みをしていると思われるが、28 年度男女平等・共同参画に関する年次報告書を参考にしつつ事務局と議論した結果、より一層の努力を要望するとの結論に至った。

(委員) 付属機関は、行政目的を達成するための機関。最適の人を選ぶ。その結果男女不平等になったというのをよくないというのは永遠のテーマ。長い眼で見て全体的な数が徐々に改善されることを目指すべきであって、個々の委員会構成比に口を出すというのは行政目的を犠牲にする可能性がある。よろしくないという意見とそうではないという意見とある。

【処理中止となった件について】

(委員) 申出処理状況 (3) の案件は、処理中止とあるがどうしてこういう判断をされたかさらに詳しいことを知ることができるか？

(オンブーズ) 自分たちの手元にはあるが、ご質問はこれが公開されているかということか？審議会に報告できるかということか？

(委員) 個人的にどうしてそうなったのか疑問があったので知りたい。

(区側) 申出者の状況もあるし、情報開示請求をしていただくようになる。情報提供ということであれば、審議会に報告することは可能。

(委員) 学童保育はひとり親家庭が多い。「こども・子育て応援基金」が存在するとあるが、実態としてどのくらいの実績がいくらあってどういう使われ方をしたか。また、「目黒区子ども総合計画」の中には「ランドセル来館・ランドセルひろば」の施策を進めているとあるが、この事業は一人親家庭に対しては不十分と思っている。どのように対策をするのか？

さらに、「子ども食堂」の後援について、目黒区区全体として何回実施され、どのくらい支援をしたのか。この3つについて、具体的に知りたい。

(オンブーズ) オンブーズとしては、区の担当者呼んで状況を調査した結果、それなりに実施していると判断した。施策については、この審議会において取り組んでいただいたほうがよいと思う。子ども食堂は3か所であり、それらについて区が後援をしている。ただし予算的な措置をしているわけではない。

(委員) 申出者の「母子家庭が多数を占めるひとり親家庭の子どもの貧困対策につながる、具体的施策を実施してほしい」ということに対して処理を中止したということに申出者は納得されたか疑問に思った。

(委員) オンブーズは申出者の実情をお応えすることができないので一般的な話になる。

(委員) 一般的なことで知りたい。

(区側) 次回の審議会で報告したい。

(委員) 了解した。

6 閉会

以 上